

株 主 各 位

埼玉県川口市前川1丁目1番70号

サイボウ株式会社

代表取締役社長 飯塚剛司

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2019年6月26日(水曜日)午後5時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 埼玉県川口市前川1丁目1番70号 当社3階会議室
3. 目的事項

- 報告事項
1. 第96期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第96期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saibo.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済・財政政策を背景に、企業収益や雇用・所得環境が改善し緩やかな回復基調がみられたものの、海外では米中両国の貿易摩擦の長期化や英国のEU離脱問題が世界経済に影響を及ぼす懸念材料となり、景気の先行きは不透明な状況が続きました。

当社グループにおける事業環境は、繊維事業では就労人口の増加等によるユニフォーム業界の堅調な商いに支えられたものの、百貨店を中心とした衣料品の販売の伸び悩みが依然として続いており、厳しい状況で推移しました。不動産活用事業では、当社の賃貸物件である大型商業施設「イオンモール川口」につきまして、2017年9月から賃貸借契約が終了した2018年9月までの期間で、建物等の残存価額20億52百万円を減価償却が完了するように加速償却した影響から費用が増加しました。これにより前連結会計年度と同様に、同事業の損益は例年に比べ大きく減少しております。一方、その他の賃貸物件であるイオンモール川口前川や病院施設等からの安定した賃貸収入を維持しており、営業収益の安定化が図られております。

この結果、当連結会計年度の売上高は84億38百万円（前期比1.5%増）となりました。営業損益は前期と比べ85百万円損失が改善して91百万円の損失となり、経常損益は前期と比べ1億53百万円損失が改善して34百万円の利益となりました。親会社株主に帰属する当期純損益につきましては前期と比べ19百万円損失が増加して79百万円の損失となりました。

事業別セグメントの概況は次のとおりであります。なお、事業別セグメントの売上高及び営業利益又は損失は、セグメント間の内部取引消去前の金額であります。

[繊維事業]

マテリアル部の原糸販売は、ニット産地での生地の生産調整により売上が減少しましたが、ポリエステル及びリネン生地は生機を中心に販売が伸びたことから、総じて増収となりました。一方、仕入れ価格の上昇により減益となりました。

アパレル部は、昨年に引き続きユニフォーム業界が安定している中、法人ユニフォームの直需と百貨店からの新規物件受注により増収増益となりました。

カジュアル部は、キャンプ関連商品及びOEM商品の販売が伸び増収となり、また不採算店舗の撤退を進めたことから費用が減少し、営業損失が縮小しまし

た。

刺繍レースを扱うフロリア(株)は、服地レースは新規先や資材向けの売上が伸びた一方、付属レースの売上が減少したことから総じて減収となり営業損失が増加しました。

この結果、繊維事業の売上高は50億5百万円(前期比6.1%増)となり、営業損益は62百万円損失が改善して41百万円の損失となりました。

[不動産活用事業]

「イオンモール川口前川」は、近隣の大型商業施設に比べ「回遊型ショッピング」ができるというお客様の利便性と近隣住民の生活環境にあった専門店選びが評価されており、さらに隣接地に病院施設を賃貸することにより不動産活用事業は安定した収益基盤を維持しております。

「イオンモール川口」は、イオンモール(株)からの申し出により、建物の老朽化及び設備状況や施設運用状況などの協議を重ね総合的に判断し、開店から34年が経過した2018年8月31日にお客様に惜しまれつつ閉店し、同年9月30日に賃貸借契約が終了しました。これにより当該物件の残存耐用年数を賃貸借契約が終了する9月30日までに減価償却が完了するように見直し、建物等の残存価額及び資産除去債務に対応する撤去費用を加速償却しました。以上により、「イオンモール川口」に係る費用は従来に比べて8億77百万円増加しております。再開発については当該跡地を含む周辺一帯をイオンモール(株)と共同で新たな商業施設としての検討を進めております。

この結果、不動産活用事業の売上高は24億75百万円(前期比7.8%減)、営業損益は24百万円損失が増加して1億41百万円の損失となりました。

[ゴルフ練習場事業]

埼玉興業(株)が営む「川口・黒浜・騎西の各グリーンゴルフ」練習場は夏の猛暑や、川口グリーンゴルフ練習場において打席設備の一新や稼働システムを更新した影響から、入場者が減少し減収となりましたが、費用の削減効果が表れて増益となりました。

この結果、ゴルフ練習場事業の売上高は8億71百万円(前期比3.8%減)、営業利益は73百万円(前期比57.3%増)となりました。

[その他の事業]

ギフト事業部は、観葉植物の新規レンタル契約獲得と慶弔用のギフト販売に注力し増収となりました。一方で経費を削減し営業損失が縮小しました。

神根サイボー(株)のインテリア施工事業は、一般住宅施工は増えたものの、大口物件の受注の減少を埋めることができず、減収減益となりました。

この結果、その他の事業の売上高は4億72百万円(前期比33.3%減)、営業利益は17百万円(前期比55.7%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、6億57百万円であります。主なものは、大型商業施設の維持管理工事が1億55百万円、新たな賃貸目的のクリニック施設の建設工事が1億43百万円、川口神根地区の再開発に伴う整備工事等が1億25百万円、ゴルフ練習場の維持管理工事等が1億9百万円、本社ビルの設備更新工事が81百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、社債又は新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社は、2019年4月に「3カ年中期経営計画」の3年目を迎えました。その目標は、「繊維事業の黒字化」、安定した収益を生み出す「不動産活用事業のさらなる拡充」、当社グループにおける「その他の事業の収益貢献度の向上」であります。

繊維事業の中核であります原糸販売とユニフォームやスポーツ関連商品の販売は、引き続き営業利益を確保しましたが、百貨店での自社ブランドのメンズカジュアル商品販売は、個人消費の伸び悩みを背景に低調な動きが続き、繊維事業は営業損失を計上しました。

その原因となったメンズカジュアル商品販売は不採算店舗の撤退を進め損失を縮小するとともに、その一方で利益貢献度の高いキャンプ関連商品及びOEM商品の拡販に注力することにより、利益改善に取り組み「繊維事業の黒字化」を図ります。

不動産活用事業におきましては、当連結会計年度において、イオンモール(株)からの申し出により、当社が賃貸しておりました「イオンモール川口」の賃貸借契約が2018年9月30日をもって終了しました。なお、賃貸借契約終了にともない当該物件の跡地を含む周辺一帯の再開発に着手しました。再開発については、イオンモール(株)と共同で新たな商業施設として、川口市のさらなる発展、地域経済の活性化に寄与するとともに、周辺まちなみ景観に配慮した新たなコミュニティ空間の創造を目指して検討を進めております。この計画の達成に向けてイオンモール(株)との協議をさらに加速し、当社の安定収益のひとつとして、早期の実現を目指してまいります。

「イオンモール川口前川」は、競合他社に比べて常に優位性を維持するよう、設備の改修、改善を行い、魅力ある施設の維持に努めてまいります。高度医療充実策として賃貸を行っている「かわぐち心臓呼吸器病院」、さらには現在、建設中であります「(仮称)川口レディースクリニック」においては、不足している産婦人科を誘致し、地域に貢献すべく活用を行っております。その他未活用不動産の活用については、収益性はもちろん地域社会に貢献できる施設を

検討しております。

ゴルフ練習場事業は、SNSを利用した情報の発信やサービスを強化して、集客力の向上に努めてまいります。

その他の事業では、ギフト事業部ディアグリーン課の緑化事業の営業強化を進めてまいります。当社独自の環境にやさしい自動給水システムによる観葉植物のレンタル事業を中心に、外部造園を含むオフィスの環境改善に役立つ事業を展開してまいります。インテリア施工事業は、一般施工件数を増加させ事業の安定化を推進します。

以上のような各事業の計画を実現させるため、経営理念の「お客様によるこばれる商品の提供」を事業の基本として、「株主の皆様へ報いる企業価値の向上」への取り組みをさらに推進します。また、社員の能力開発に資する「人事教育制度」により、人材の育成に注力し、男女差の無い「働きがいのある職場づくり」の推進のために社内体制を見直して、会社組織のさらなる活性化を目指してまいります。

当社グループは、業容の拡充による企業価値の向上を第一義として、社会的責任を全うする観点から内部統制システムを充実させ、企業組織の活性化と社員一人ひとりの法令遵守に意を用いて、内外の信頼と評価をさらに高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第93期 2016年3月期	第94期 2017年3月期	第95期 2018年3月期	第96期 (当連結会計年度) 2019年3月期
売上高(百万円)	8,247	8,300	8,311	8,438
経常利益(△損失)(百万円)	1,123	988	△118	34
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円) (△純損失)	506	824	△59	△79
1株当たり 当期純利益(円) (△純損失)	37.96	62.05	△4.49	△6.02
総資産(百万円)	27,510	28,067	27,840	26,290
純資産(百万円)	15,439	16,539	16,536	16,113
1株当たり純資産額(円)	1,036.78	1,114.06	1,102.05	1,066.65

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
埼玉興業(株)	30百万円	51.56%	ゴルフ練習場の運営、不動産の賃貸
神根サイボー(株)	10百万円	40.00%	インテリア施工
フロリア(株)	74百万円	100.00%	刺繍レースの製造販売

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
ネットヨタ東埼玉(株)	82百万円	36.58% (18.29%)	自動車販売代理店の経営

(注)議決権比率欄の()内は、間接所有割合であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要製品及び事業内容
繊維事業	ユニフォーム、衣料品、販促商品、レーヨン糸、合繊糸、合繊生地、麻生地、刺繍レースの製造販売
不動産活用事業	商業施設の賃貸、その他不動産の賃貸、ビルメンテナンス
ゴルフ練習場事業	ゴルフ練習場の運営
その他の事業	ギフト商品の販売、自動給水植木鉢の販売及び観葉植物レンタル業、インテリア施工、自動車販売代理店の経営

(8) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
当社	本社：埼玉県川口市 東京支店：東京都中央区
埼玉興業(株)	本社：埼玉県川口市
神根サイボー(株)	本社：埼玉県川口市
フロリア(株)	本社：東京都中央区 工場：栃木県那須烏山市

(注) 2019年3月31日付をもって、当社の東海営業所を廃止いたしました。

(9) 従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
繊維事業	57名	△3名
不動産活用事業	3名	一名
ゴルフ練習場事業	19名	1名
その他の事業	14名	△1名
全社(共通)	22名	△2名
合計	115名	△5名

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員36名は含んでおりません。
2. 全社(共通)は、総務及び財務等の管理部門の従業員であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社埼玉りそな銀行	1,369百万円
三井住友信託銀行株式会社	394百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,334,114株(自己株式665,886株を除く。)
- (3) 株主数 1,627名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
埼玉不動産株式会社	2,183千株	16.4%
飯塚元一	1,427千株	10.7%
株式会社埼玉りそな銀行	668千株	5.0%
大栄不動産株式会社	664千株	5.0%
むさし証券株式会社	645千株	4.8%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	544千株	4.1%
有限会社エヌ・アイ	500千株	3.7%
株式会社ホテルサイボー	384千株	2.9%
株式会社安藤・間	355千株	2.7%
大成建設株式会社	351千株	2.6%

(注) 当社は、自己株式665,886株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

	2013年第8回 新株予約権	2014年第9回 新株予約権	2015年第10回 新株予約権
発行決議日	2013年6月27日	2014年6月27日	2015年6月26日
区分	取締役(注)	取締役(注)	取締役(注)
保有者数	6名	7名	7名
新株予約権の数	270個	310個	340個
新株予約権の目的となる株式の数	27,000株	31,000株	34,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない
権利行使時1株当たりの行使価額	519円	508円	596円
権利行使期間	2015年7月25日から 2019年6月27日まで	2016年7月29日から 2020年6月27日まで	2017年7月28日から 2021年6月26日まで
新株予約権の行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

	2016年第11回 新株予約権		2017年第12回 新株予約権		2018年第13回 新株予約権	
発行決議日	2016年6月28日		2017年6月28日		2018年6月28日	
区分	取締役 (注)	社外 取締役	取締役 (注)	社外 取締役	取締役 (注)	社外 取締役
保有者数	6名	1名	9名	1名	9名	1名
新株予約権の数	320個	10個	360個	10個	360個	10個
新株予約権の目的となる株式の数	32,000株	1,000株	36,000株	1,000株	36,000株	1,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		普通株式		普通株式	
新株予約権の払込金額	払込を要しない		払込を要しない		払込を要しない	
権利行使時1株当たりの行使価額	462円		506円		506円	
権利行使期間	2018年7月27日から 2022年6月28日まで		2019年7月27日から 2023年6月28日まで		2020年7月26日から 2024年6月28日まで	
新株予約権の行使の条件	(別記)		(別記)		(別記)	

(注) 社外取締役分は含まれておりません。

(別記)

新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- ② 新株予約権の割当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ③ その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
付与しておりません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
飯塚博文	代表取締役会長	埼玉興業(株)代表取締役社長
飯塚剛司	代表取締役社長	(株)ホテルサイボー代表取締役社長
藤井孝男	専務取締役	管理本部長 フロリア(株)代表取締役会長
飯塚榮一	専務取締役	繊維事業本部長兼東京支店長
金子康浩	取締役	社長室長兼内部統制室長
飯塚元一	取締役	埼玉不動産(株)代表取締役社長
飯塚将	取締役	不動産開発事業部長
飯塚豊	取締役	総務部長兼ギフト事業部長
浅香祐司	取締役	繊維事業本部マテリアル部長 日宇産業(株)代表取締役会長
西原京子	取締役	
清水秀雄	取締役	公認会計士、税理士
角谷勝彦	常勤監査役	
錦戸景一	監査役	弁護士
浅子正明	監査役	公認会計士 (株)システムソフト社外取締役

- (注) 1. 西原京子氏及び清水秀雄氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役全員は、社外監査役であります。
 3. 監査役浅子正明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役西原京子氏及び監査役角谷勝彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役11名 192百万円（当該事業年度に係る報酬等。うち社外取締役2名
10百万円）

監査役3名 22百万円（当該事業年度に係る報酬等。全て社外監査役）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記取締役の報酬等の額にはストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額0百万円を含んでおります。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金の繰入額（取締役11名 9百万円、監査役3名 2百万円）が含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外監査役浅子正明氏は、株式会社システムソフトの社外取締役であります。なお、社外監査役が兼務する企業と当社の間での取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	出席状況
社外取締役	西原 京子	取締役会14回の全てに出席しております。
社外取締役	清水 秀雄	取締役会14回のうち11回に出席しております。
社外監査役	角谷 勝彦	取締役会14回の全てに出席し、監査役会15回の全てに出席しております。
社外監査役	錦戸 景一	取締役会14回の全てに出席し、監査役会15回の全てに出席しております。
社外監査役	浅子 正明	取締役会14回の全てに出席し、監査役会15回の全てに出席しております。

(イ) 取締役会等での発言状況

社外取締役は、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役は、各人の専門的見地からの発言を行うとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 会計監査人としての報酬等の額 | 35百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 35百万円 |

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月23日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、直近では2015年4月24日開催の取締役会で一部改定を決議しております。その内容は以下の通りであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役を含む全社員が遵守すべき「コンプライアンス規程」並びに「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」を定め、当該規程において法令等の遵守が経営の最重要課題である旨を明記し、これに基づく具体的な行動準則を規定します。さらに当社は健全な会社経営のため、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応を取ります。
 - ② 代表取締役社長直轄の内部統制室において、「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」の浸透を図り、取締役を含む全社員に対して、コンプライアンスに関する研修を原則年1回以上行います。また、「内部監査規程」に基づき、内部統制室が定期的に業務運営の状況を監査し、業務の合法性及び社内規程の遵守状況を確認します。
 - ③ 各取締役は、他の取締役の職務の執行に関し、取締役会における十分な審議を通じて適切に監視監督義務を遂行します。
 - ④ 監査役は、取締役の職務の執行が法令及び定款その他社内規程に適合するための体制について、取締役が適切に運用、改善しているかについて監視・検証し、必要に応じて助言又は勧告等を行います。
 - ⑤ 法令・定款・社内規範等において疑義のある行為については、企業団体の役員等が直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護法に基づく内部通報窓口を内部統制室に設置・運営します。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の取締役の業務執行に係る情報を記載、記録した文書、電子媒体等については、「文書管理規程」に基づき適切に保存・管理します。
 - ② これらの情報の保存・管理状況については、内部統制室が定期的に確認を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社では、事業活動に係るリスクについて、各部門で管理するとともに、「リスク管理規程」に基づき代表取締役社長をリスク管理責任者として総合的なリスク管理体制の維持・向上を図ります。
- ② 当社が認識するリスクを適切に管理し危険発生を防止するために「内部監査規程」に基づき内部統制室が定期的に内部監査プログラムを実行し、その監査結果は必要に応じて取締役会に報告します。
- ③ 上記の監査結果に基づき、取締役会は関連する社内規程の整備その他の対応を行い、また、不測の事態が発生した場合に備え、迅速且つ組織的な対応により被害を最小限に抑えるための体制を整えます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会による重要事項の意思決定に基づく業務執行につき、「職務権限規程」に基づき、予め各取締役の権限及び責任の所在並びに執行方法の詳細を明確化し、職務の執行の迅速化及び効率化を図ります。
- ② 各部門の業務執行を監督するため、月1回事業部長会を開催し、事業環境の分析、売上高、利益計画の進捗状況のモニタリング、情報の共有化及び法令等の遵守の徹底を図り、取締役会に付議すべき事項について事前協議ができる体制とします。
- ③ 中期計画（3カ年）及び単年度利益計画の達成度により部門毎に業績を評価する会議を四半期毎に開催し、取締役の職務の執行の効率性向上を促します。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の取締役等及び使用人の業務の適正を確保するため、主管部門としてグループ会社管理課を設置し、子会社の経営に関わる基本事項に関して統括的に管理・指導を行います。
- ② 当該部門は、子会社の取締役等及び使用人の業務執行について決裁ルールを整備を行うほか、「グループ会社管理規程」に基づき、当社への事業内容の定期的な報告及び重要案件についての事前協議の体制を構築します。また、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告される体制を整えます。
- ③ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、効率的で効果的な経営が行われることを確保するために、子会社を含めた企業集団としての中期（3カ年）及び年度事業計画等を定め、その共有を図り推進します。
- ④ 「内部監査規程」に基づき、当社の内部統制室が子会社の取締役等及び使用人の業務の適正性につき定期的な内部監査を実行し、必要に応じてその結果を当社の取締役会に報告します。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて専任又は兼任の補助使用人を置くこととします。
 - ② 当該使用人の任命や異動等については、常勤監査役の同意を必要とし、補助使用人の補助業務に関して取締役の指揮命令を受けないこととします。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 常勤監査役は「会議体規程」に定める重要な会議に出席し、また、必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員から随時報告を求め、業務執行状況の確認を行います。また、「監査役監査基準」に基づき、経営・業績に影響を及ぼす重要事項について、監査役がその都度報告を受ける体制を確保します。
 - ② 上記報告を行った当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を全役職員に周知徹底します。
 - ③ 「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づき、監査方針の策定及び監査役の職務分担等を行い、代表取締役社長との定期的な会合、内部統制室及び会計監査人との定期的な情報交換の機会を確保します。
 - ④ 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いもしくは償還又は負担した債務の債権者に対する弁済等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用又は債務を処理します。
- (8) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 金融商品取引法等に基づく当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切な体制を整えます。
 - ② 財務報告に係る内部統制システムの運用にあたり、「内部統制対応基本計画書」を策定し、その推進体制を明確にするとともに、各部門・組織での自己点検及び内部統制室による独立的なモニタリングを継続的に実施する枠組みを構築します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。※（ ）内は当期の開催頻度

(1) 内部統制システム全般

- ① 当社では、会社法に係る「業務の適正を確保するための体制」及び金融商品取引法に係る「財務報告の信頼性を確保するための体制」の整備・運用に対応するため、毎期、「内部統制対応基本計画書」を策定し、その推進体制を明確にするとともに、当期の方針として重点課題及び改善に取り組んでいます。
- ② 上記の体制を推進する組織として、代表取締役社長を委員長とした「内部統制委員会」を設置し、内部統制の推進に必要な事項の協議、監査結果の報告、改善策の検討、改善状況の報告等を行っています（※2回開催）。

(2) コンプライアンス及びリスク管理体制

- ① 取締役を含む全社員が遵守すべき「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」は、子会社を含む主要な事業所でポスター掲示、グループ社員証への掲載及び規程類の社内イントラネットへの掲載により周知を図っています。
- ② コンプライアンス及びリスク管理に関する研修は、全社員が集まる社内行事で定期的で開催し（※1回開催）、必要に応じて階層別の研修（※事業所別研修会2回開催）も実施しています。
- ③ 内部通報制度であるヘルプラインは、社内外（社内：内部統制室、社外：顧問弁護士）に対応窓口を設け、不正防止及び早期発見に努めています。通報案件については「ヘルプライン規程」に基づく適正なプロセスで対応しています。

(3) 情報保存管理体制

株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の取締役の業務執行に係る情報を記載・記録した文書は、「文書管理規程」に基づき、内部統制室及び総務部で適切に保管・管理しています。

(4) グループ会社管理体制

当社では、子会社の経営に関わる基本事項に関して統括的に管理・指導を行う部署としてグループ会社管理課を設置し、「グループ会社管理規程」に基づき、事業内容の定期報告及び重要案件の事前協議の体制を構築しています。また、当該部門では、連結子会社連絡会議を四半期毎に開催し（※4回開催）、子会社の経営状況並びに事業計画及び実績の進捗管理を行っています。

(5) 取締役の職務執行

- ① 取締役会は、当社の経営管理の意思決定機関として、会社法等が求める専決事項、その他重要事項、経営方針に関する意思決定をするとともに、各取締役の職務執行を監督しています（※14回開催）。
- ② 代表取締役社長は、各部門の業務執行を監督するため、月1回事業部長会を開催し、事業環境の分析、売上高、利益計画の進捗状況のモニタリング、情報の共有化及び法令等の遵守の徹底を図り、取締役会に付議すべき事項について事前協議ができる体制を構築しています（※12回開催）。
- ③ 中期計画（3カ年）及び単年度利益計画の達成度により部門毎に業績を評価する会議（SB会議）を四半期毎に開催し、取締役の職務の執行の効率性向上を促しています（※4回開催）。

(6) 監査役監査の実効性確保

- ① 監査役会は、監査方針及び職務分担に従い、監査役監査の実施状況の報告及び重要な決裁書類の閲覧等を行い、必要に応じて会計監査人、内部統制室及び当社の役職員に対し説明を求め、情報の共有化を図っています（※15回開催）。
- ② 常勤監査役は、「会議体規程」に定める重要な会議に出席し、事業所及び子会社往査を通じて当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員から随時報告を求め、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により業務執行状況の確認を行っています。
- ③ 監査役（会）は、会計監査人及び内部統制室との合同会合を定期的に行い（※5回開催）、又は個別開催により監査計画、監査結果等の意見交換を行い、三様監査の相互連携を図っています。また、監査役会は、代表取締役社長（※2回開催）及び社外取締役（※3回開催）とも定期的意見交換を実施し、経営方針の理解に努め、的確な監視・監督機能を発揮しています。
- ④ 監査役は職務を補助する使用人として、社長室と兼務する補助使用人を1名選任しており、当該使用人の任命や異動等については、常勤監査役の同意が必要であり、補助使用人の補助業務に関して取締役の指揮命令は受けない旨を「監査役監査基準」等に明記しています。

(7) 内部監査の実施

代表取締役社長直轄の内部統制室（内部監査部門）は、每期、「内部監査計画書」を策定し、内部統制システムの整備・運用状況を中心にモニタリングして監査結果及び是正案については内部統制委員会で報告しています。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

2019年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,779,423	流動負債	2,542,912
現金及び預金	2,039,631	支払手形及び買掛金	706,647
受取手形及び売掛金	1,149,892	短期借入金	50,000
たな卸資産	1,177,740	1年内返済予定長期借入金	493,684
その他	415,082	未払法人税等	849
貸倒引当金	△2,923	賞与引当金	53,661
固定資産	21,511,240	役員賞与引当金	6,350
有形固定資産	16,379,100	1年内返還予定預り保証金	507,639
建物及び構築物	8,496,554	資産除去債務	451,141
機械装置及び運搬具	6,711	その他	272,938
工具器具及び備品	253,188	固定負債	7,634,479
土地	7,295,223	長期借入金	1,302,258
リース資産	5,812	役員退職慰労引当金	259,752
建設仮勘定	321,608	退職給付に係る負債	168,882
無形固定資産	33,790	長期預り保証金	5,468,589
投資その他の資産	5,098,349	資産除去債務	346,394
投資有価証券	4,388,271	その他	88,603
繰延税金資産	500,547	負債合計	10,177,392
その他	243,541	(純資産の部)	
貸倒引当金	△34,011	株主資本	13,517,955
		資本金	1,402,000
		資本剰余金	871,061
		利益剰余金	11,739,863
		自己株式	△494,970
		その他の包括利益累計額	549,035
		その他有価証券評価差額金	618,302
		退職給付に係る調整累計額	△69,266
		新株予約権	7,335
		非支配株主持分	2,038,945
		純資産合計	16,113,271
資産合計	26,290,663	負債及び純資産合計	26,290,663

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

2018年4月1日から

2019年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,438,524
売 上 原 価		7,033,156
売 上 総 利 益		1,405,368
販売費及び一般管理費		1,497,064
営 業 損 失		91,695
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	81,687	
持分法による投資利益	19,072	
補助金収入	40,632	
その他の	45,282	186,674
営 業 外 費 用		
支払利息	31,346	
固定資産除却損	12,201	
貸倒引当金繰入額	7,314	
その他の	9,830	60,692
経 常 利 益		34,286
特 別 損 失		
固定資産除却損	50,000	
投資有価証券評価損	10,696	60,696
税金等調整前当期純損失		26,410
法人税、住民税及び事業税	13,200	
法人税等調整額	△6,996	6,203
当 期 純 損 失		32,614
非支配株主に帰属する当期純利益		46,771
親会社株主に帰属する当期純損失		79,385

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

2018年4月1日から
2019年3月31日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,402,000	870,956	12,041,071	△496,828	13,817,198
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△221,822		△221,822
親会社株主に帰属する 当期純損失			△79,385		△79,385
自己株式の処分		105		1,858	1,964
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	105	△301,207	1,858	△299,243
当 期 末 残 高	1,402,000	871,061	11,739,863	△494,970	13,517,955

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計			
当 期 首 残 高	750,152	△37,884	712,267	6,595	2,000,450	16,536,512
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△221,822
親会社株主に帰属する 当期純損失						△79,385
自己株式の処分						1,964
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△131,849	△31,382	△163,231	739	38,494	△123,997
当期変動額合計	△131,849	△31,382	△163,231	739	38,494	△423,240
当 期 末 残 高	618,302	△69,266	549,035	7,335	2,038,945	16,113,271

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社
連結子会社の名称 神根サイボー(株)、埼玉興業(株)、フロリア(株)
- (2) 主要な非連結子会社の名称等
主要な非連結子会社の名称 日宇産業(株)
非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社の数 1社
持分法適用の関連会社の名称 ネットヨタ東埼玉(株)
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社(日宇産業(株))及び関連会社(株NTワークス)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため持分法の適用範囲から除いております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)
その他有価証券
時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの 移動平均法による原価法

- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっておりません。
製品・商品、原材料、仕掛品 主として移動平均法
貯蔵品 主として最終仕入原価法

- ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ 時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、建物及び構築物10~39年、機械装置及び運搬具2~14年であります。
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法によっております。
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う額を計上しております。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。また、転リース取引については、リース料受取時に転リース差益を営業外収益に計上する方法によっております。
- (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① ヘッジ会計の方法
為替予約については、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を行っております。
また、金利スワップについては、繰延ヘッジ処理をしております。
 - ② 退職給付に係る負債
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。
また、持分法適用の関連会社であるネットヨタ東埼玉㈱は、原則法を採用しており、当社持分に見合う額を退職給付に係る調整累計額に計上しております。
 - ③ 消費税等の会計処理方法
税抜方式を採用しております。
控除対象外消費税等は当連結会計年度の期間費用としております。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前連結会計年度55,959千円）は、当連結会計年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」500,547千円に含めて表示しております。

連結損益計算書

前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外費用の「有価証券売却損」（当連結会計年度3,501千円）は、重要性が乏しくなったため、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

土地	1,904,103千円
建物及び構築物	5,511,335千円

担保に係る債務の金額

1年内返済予定長期借入金	460,884千円
1年内返還予定預り保証金	490,000千円
前受収益(流動負債の「その他」)	7,644千円
長期借入金	1,302,258千円
長期預り保証金	2,933,572千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,672,951千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 14,000,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	130,467千円	10円	2018年 3月31日	2018年 6月29日
2018年11月9日 取締役会	普通株式	91,354千円	7円	2018年 9月30日	2018年 12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	91,354千円	7円	2019年 3月31日	2019年 6月28日

(注)2019年6月27日開催第96回定時株主総会で付議いたします。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 137,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については銀行への預入れのほか、主に安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入により調達しております。デリバティブは、為替の変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、当社グループの「与信管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎年把握する体制としております。投資有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、それぞれ発行体の信用リスク、金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、純投資目的、または取引強化のため相互保有しているものであり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、製品の輸入に伴う外貨建て営業債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものは、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、定期的に有効性の評価が取締役に報告されております。

長期預り保証金は、主に不動産活用事業における賃貸不動産に係る預り保証金であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注)2をご参照ください。）

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,039,631	2,039,631	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (*1)	1,149,892 △2,806		
	1,147,085	1,147,085	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	2,724,988	2,724,988	—
資産計	5,911,705	5,911,705	—
(1) 支払手形及び買掛金	706,647	706,647	—
(2) 短期借入金	50,000	50,000	—
(3) 1年内返済予定長期借入金	493,684	493,684	—
(4) 1年内返還予定預り保証金	507,639	507,639	—
(5) 長期借入金	1,302,258	1,344,173	41,915
(6) 長期預り保証金	5,468,589	5,111,374	△357,214
負債計	8,528,818	8,213,519	△315,299
デリバティブ取引(*2) ヘッジ会計が適用されていないもの	645	645	—
デリバティブ取引計	645	645	—

(*1) 受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内返済予定長期借入金、並びに(4) 1年内返還予定預り保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期預り保証金

保証金は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。また、建設協力金のうち十分な担保を設定しているものは、信用リスクを上乗せしない利率で割り引いた現在価値によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,663,283

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社及び一部の連結子会社では、埼玉県を中心に賃貸商業施設、賃貸住宅等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
11,489,014	△292,133	11,196,881	20,062,981

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は大型商業施設の維持管理工事155,548千円であります。

3. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却によるものであります。

4. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

5. 当連結会計年度において、川口神根地区(連結貸借対照表計上額2,182,919千円)は、現在再開発中であることから、時価を把握することが極めて困難であるため、上記金額には含めておりません。

3. 賃貸等不動産に関する損益

(単位：千円)

連結損益計算書における金額			
営業収益	営業費用	営業損失	その他損益
2,069,584	2,396,563	326,979	△20,275

(注)1. 営業収益及び営業費用は、賃貸収益とこれに対応する費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)であり、それぞれ「売上高」及び「売上原価・販売費及び一般管理費」に計上されております。

2. その他損益は、主に営業外収益に計上された「補助金収入」32,126千円、特別損失に計上された「固定資産除却損」50,000千円であります。

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。また、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けており、中小企業退職金共済制度等に加入しております。

2. 中小企業退職金共済制度等

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	160,331千円
退職給付費用	35,968千円
退職給付の支払額	△13,712千円
制度への拠出額	△13,704千円
<u>退職給付に係る負債の期末残高</u>	<u>168,882千円</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	332,590千円
年金資産	△163,708千円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>168,882千円</u>

退職給付に係る負債	168,882千円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>168,882千円</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	35,968千円
----------------	----------

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,066円65銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 6円02銭 |

貸 借 対 照 表

2019年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,848,722	流動負債	2,408,609
現金及び預金	1,342,760	支払手形	254,356
受取手形	209,578	買掛金	431,837
売掛金	784,949	短期借入金	50,000
たな卸資産	1,115,359	1年内返済予定長期借入金	493,684
短期貸付金	28,833	未払金	33,988
その他の	394,198	未払費用	30,744
貸倒引当金	△26,956	賞与引当金	41,746
固定資産	18,462,882	1年内返還予定預り保証金	507,639
有形固定資産	14,439,426	資産除去債務	451,141
建物	7,792,027	その他	113,471
構築物	302,085	固定負債	8,538,689
車両及び運搬具	4,566	長期借入金	2,302,258
工具器具及び備品	47,010	リース債務	5,482
土地	5,967,383	退職給付引当金	118,271
リース資産	4,744	役員退職慰労引当金	200,975
建設仮勘定	321,608	長期預り保証金	5,482,187
無形固定資産	32,557	長期前受収益	83,121
ソフトウェア	32,557	資産除去債務	346,394
投資その他の資産	3,990,898	負債合計	10,947,299
投資有価証券	3,394,986	(純資産の部)	
関係会社株式	79,540	株主資本	10,832,873
出資金	100	資本金	1,402,000
関係会社長期貸付金	138,600	資本剰余金	835,014
破産更生債権等	10,000	資本準備金	825,348
繰延税金資産	307,576	その他資本剰余金	9,666
その他	204,106	利益剰余金	8,905,206
貸倒引当金	△144,011	利益準備金	266,398
		その他利益剰余金	8,638,808
		固定資産圧縮積立金	99,977
		特別償却準備金	18,186
		別途積立金	7,569,000
		繰越利益剰余金	951,644
		自己株式	△309,347
		評価・換算差額等	524,096
		その他有価証券評価差額金	524,096
		新株予約権	7,335
		純資産合計	11,364,306
資産合計	22,311,605	負債及び純資産合計	22,311,605

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

2018年4月1日から
2019年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
売 上 高	4,870,251	
不 動 産 賃 貸 収 入	2,450,596	7,320,848
売 上 原 価		
売 上 原 価	4,039,217	
不 動 産 賃 貸 費 用	2,056,224	6,095,442
売 上 総 利 益		1,225,405
販売費及び一般管理費		1,404,017
営 業 損 失		178,611
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	82,634	
補 助 金 収 入	40,632	
そ の 他	34,921	158,188
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	41,242	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	76,682	
そ の 他	10,898	128,824
経 常 損 失		149,248
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	50,000	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	10,696	60,696
税 引 前 当 期 純 損 失		209,944
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,307	
法 人 税 等 調 整 額	△41,939	△36,632
当 期 純 損 失		173,312

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

2018年4月1日から

2019年3月31日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,402,000	825,348	9,560	266,398	9,038,760	△311,205	11,230,861
当 期 変 動 額							
剰余金の配当					△226,639		△226,639
当期純損失					△173,312		△173,312
自己株式の処分			105			1,858	1,964
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	105	—	△399,952	1,858	△397,988
当 期 末 残 高	1,402,000	825,348	9,666	266,398	8,638,808	△309,347	10,832,873

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 計 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	644,751	644,751	6,595	11,882,209
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△226,639
当期純損失				△173,312
自己株式の処分				1,964
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	△120,654	△120,654	739	△119,915
当期変動額合計	△120,654	△120,654	739	△517,903
当 期 末 残 高	524,096	524,096	7,335	11,364,306

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
当期首残高	180,000	74,298	20,619	8,389,000	374,842	9,038,760
当期変動額						
剰余金の配当					△226,639	△226,639
当期純損失					△173,312	△173,312
配当準備積立金の取崩	△180,000				180,000	—
固定資産圧縮積立金の積立		28,239			△28,239	—
固定資産圧縮積立金の取崩		△2,560			2,560	—
特別償却準備金の取崩			△2,433		2,433	—
別途積立金の取崩				△820,000	820,000	—
当期変動額合計	△180,000	25,678	△2,433	△820,000	576,802	△399,952
当期末残高	—	99,977	18,186	7,569,000	951,644	8,638,808

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
移動平均法による原価法
時価のないもの
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
繊維部門 移動平均法
 - (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ 時価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、建物15～39年、構築物10～20年であります。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額及び年金資産残高に基づき計上しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。また、転リース取引については、リース料受取時に転リース差益を営業外収益に計上する方法によっております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

為替予約については、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を行っております。

また、金利スワップについては、繰延ヘッジ処理をしております。

(2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前事業年度48,301千円）は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」307,576千円に含めて表示しております。

損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました営業外費用の「有価証券売却損」（当事業年度3,501千円）及び「固定資産除却損」（当事業年度4,115千円）は、重要性が乏しくなったため、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	63,942千円
長期金銭債権	157,399千円
短期金銭債務	6,658千円
長期金銭債務	1,024,500千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

9,493,535千円

3. 担保に供している資産

土地	1,634,935千円
建物	5,240,696千円

担保に係る債務の金額

1年内返済予定長期借入金	460,884千円
1年内返済予定預り保証金	490,000千円
前受収益（流動負債の「その他」）	7,644千円
長期借入金	1,302,258千円
長期預り保証金	2,933,572千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業収益（売上高等）	426,671千円
営業費用（仕入高等）	87,659千円
営業取引以外の取引	20,013千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数	普通株式	665,886株
------------------	------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	52,145千円
退職給付引当金	36,072千円
役員退職慰労引当金	61,297千円
投資有価証券評価損	60,761千円
減損損失	58,709千円
資産除去債務	243,248千円
税務上の繰越欠損金	231,101千円
その他	137,419千円
繰延税金資産 小計	880,755千円
評価性引当額	△248,789千円
繰延税金資産 合計	631,966千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△43,875千円
その他有価証券評価差額金	△181,943千円
資産除去債務に対応する除去費用	△92,135千円
その他	△6,435千円
繰延税金負債 合計	△324,390千円
繰延税金資産の純額	307,576千円

(関連当事者との取引に関する注記)

会社等

- 名称
埼玉興業(株)
- 関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当社が有する議決権の数の割合
直接 51.6% 間接 ー%
- 当社と関連当事者との関係
商品の販売及び土地建物の賃貸並びに資金の借入
役員の兼任
- 取引の内容
資金の借入
- 取引の種類別の取引金額
資金の借入 1,000,000千円
借入利息 10,000千円
- 取引条件及び取引条件の決定方針
資金の借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
- 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当事業年度末残高
長期借入金 1,000,000千円

(退職給付に関する注記)

1. 退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。また、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けており、中小企業等退職金共済制度等に加入しております。

2. 退職給付債務等に関する事項

退職給付債務	271,738千円
年金資産残高	△153,466千円
退職給付引当金	<u>118,271千円</u>

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	851円72銭
2. 1株当たり当期純損失	13円00銭

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

サイボー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 鳥 良 彰 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 康 一 郎 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイボー株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイボー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

サイボー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 鳥 良 彰 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 康 一 郎 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サイボー株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年 5月24日

サイボー株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	角 谷 勝 彦 印
社外監査役	錦 戸 景 一 印
社外監査役	浅 子 正 明 印

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第96期の期末配当につきましては、当期の収益の状況と次期の見通しを勘案して、安定配当の継続を基本として、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円

総額93,338,798円

(中間配当金1株につき7円を加えた年間配当金は1株につき14円となります。)

- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月28日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役飯塚剛司、藤井孝男、飯塚元一、飯塚将、飯塚豊、浅香祐司の6氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、得意とする専門分野における能力・知識・経験・実績を有するとともに、業務全般を把握し活動できるバランス感覚と決断力を有しており、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	飯塚剛司 (1934年7月23日生)	1959年8月 当社入社 1974年5月 当社取締役二次製品次長就任 1984年6月 当社常務取締役就任 1992年7月 当社専務取締役就任 1997年6月 当社代表取締役専務就任 2003年6月 当社代表取締役社長就任(現任) <重要な兼職の状況> ㈱ホテルサイボー代表取締役社長	284,000株
2	飯塚元一 (1961年5月20日生)	1992年12月 埼玉不動産㈱取締役就任 2001年12月 同社代表取締役専務就任 2007年6月 当社取締役就任(現任) 2011年12月 埼玉不動産㈱代表取締役社長就任(現任) <重要な兼職の状況> 埼玉不動産㈱代表取締役社長	1,427,150株
3	飯塚将 (1965年5月23日生)	1999年2月 当社入社 2011年7月 当社不動産開発事業部長就任 2013年6月 当社取締役不動産開発事業部長就任(現任)	22,700株
4	飯塚豊 (1965年11月1日生)	1993年3月 当社入社 2011年7月 当社東京支店支店長就任 2013年6月 当社取締役東京支店支店長就任 2014年6月 当社取締役東京支店支店長兼総務部担当就任 2016年12月 当社取締役総務部長兼ギフト事業部長就任(現任)	94,700株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
5	あさ か ゆう じ 浅 香 祐 司 (1963年1月20日生)	1985年3月 当社入社 2011年7月 当社繊維事業本部営業第三グルー プ部長就任 2016年7月 当社繊維事業本部マテリアル部長 就任 2017年6月 当社取締役繊維事業本部マテリア ル部長就任（現任） <重要な兼職の状況> 日宇産業㈱代表取締役会長	1,000株
6	※ まい ざわ さち お 米 澤 幸 男 (1950年11月20日生)	1969年3月 当社入社 2015年11月 当社財務部部长代理就任 2019年4月 当社財務部部长就任（現任） <重要な兼職の状況> フロリア㈱代表取締役社長	100株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※は新任の取締役候補者であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、2018年6月28日開催の第95回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役米澤幸男氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役として候補者藤井孝男氏の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
ふじ い たか お 藤 井 孝 男 (1943年5月7日生)	1966年3月 当社入社 1999年6月 当社取締役総務部長就任 2003年6月 当社常務取締役管理部担当兼総務部長就任 2010年6月 当社専務取締役管理本部長兼財務部長就任 2017年11月 当社専務取締役管理本部長就任 (現任) <重要な兼職の状況> フロリア㈱代表取締役会長	18,000株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤井孝男氏は、長年にわたり財務及び経理業務の経験を重ね、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。
3. 藤井孝男氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役藤井孝男氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
ふじ い たか お 藤 井 孝 男	1999年6月 当社取締役 2003年6月 当社常務取締役 2010年6月 当社専務取締役 現在に至る

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2007年6月28日開催の第84回定時株主総会において、「年額報酬額を2億円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）及びかかる年額報酬額とは別にストックオプションによる報酬等の額として各事業年度につき20百万円以内」とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮して、上記につき、「年額報酬額を2億20百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）及びかかる年額報酬額とは別にストックオプションによる報酬等の額として各事業年度につき20百万円以内」と変更させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、対象となる取締役の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役の員数は11名（うち社外取締役2名）となります。

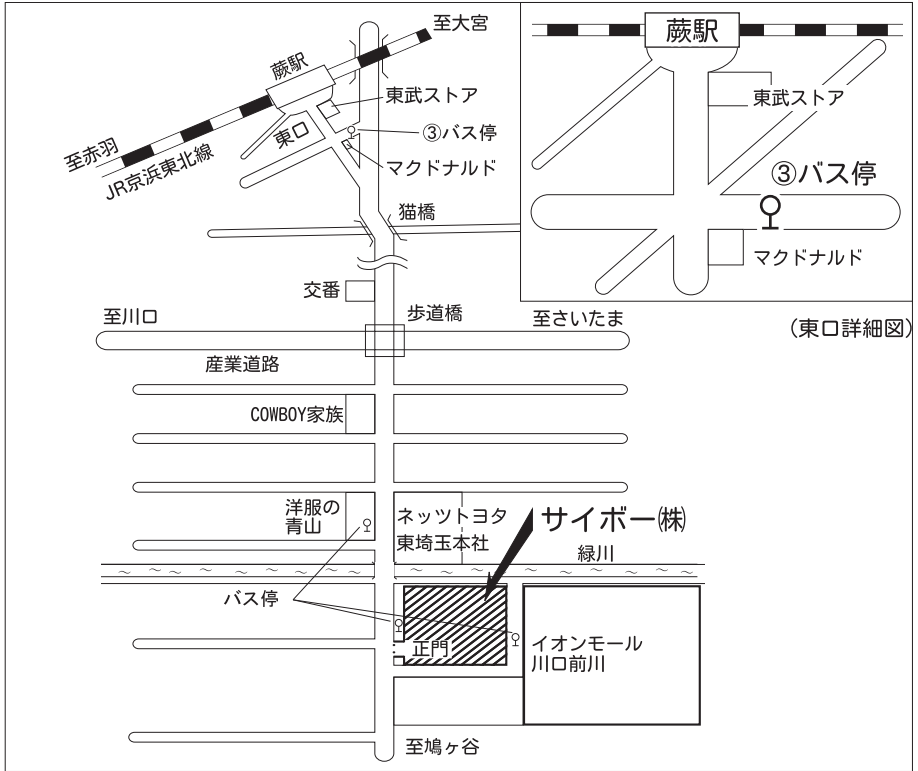
以 上

株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県川口市前川1丁目1番70号

サイボー株式会社

当社3階会議室



最寄駅

JR京浜東北線 蕨駅東口下車 約2km

国際興業バス蕨駅東口③バス停

- ・(蕨03) 鳩ヶ谷駅経由 新井宿駅行き
- ・(SC01) イオンモール川口前川行き イオンモール川口前川下車